

市町事務の連携・補完の取組について

平成 28 年 2 月 16 日
市町行財政課

1 趣旨

今年度、検討・調整を進めてきた、市町事務の市町間連携や県による補完・支援、実施主体の整理について、次のとおり平成 28 年 4 月から実施する。(一部可能なものは、今年度から取組を実施している。)

2 取組内容

(1) 市町の課題・要望を踏まえた県による補完

次の事務について、効率的・効果的な実施の観点から、**県が事務を受ける方向で進める。**

事務名	事務内容	取組内容・実施時期
改正行政不服審査法の第三者機関事務 (H28. 4. 1 施行)	有識者から成る第三者機関が市町長等(審査庁)の判断をチェック	・H28. 4 から県が希望 28 団体(9 市 9 町 10 一部事務組合)の事務を受託 ⇒事務委託の議案提出予定(H28. 2 定例会)

(2) 情勢変化等を踏まえた実施主体の整理(「移譲可能リスト」の見直し)

【リストからの削除】

次の 3 事務について、法改正や広域危機管理事案の発生等により県の役割が強まっていることから、リストから削除(県実施)する。**移譲済の事務については、県が実施する方向で進める。**

事務名・事務内容[移譲状況]	取組内容・実施時期
保健所事務の「町」への移譲[未移譲]	・H28. 4 からリスト削除
砂防、急傾斜、地すべり対策指定区域内の管理[未移譲]	・H28. 4 からリスト削除
児童自立生活援助事業(※)の開始届受付、指導監査等 [17 市町に移譲]	・H28. 4 からリスト削除、 県実施 ⇒特例条例改正の議案提出予定(H28. 2 定例会)

(※) 義務教育終了後、児童養護施設等を退所し就職する児童等に対し、自立援助ホームにおいて、日常生活上の援助、生活指導、就業支援を行うもの

【リストへの追加】

第 5 次一括法により県から政令市へ移譲される次の事務について、既移譲済の事務との一体的実施による事務の効率化及び住民の利便性の向上が見込まれることから、政令市以外の保健所設置市に移譲する方向で進める。

事務名	事務内容	移譲先	取組内容・実施時期
特定毒物研究者の許可等	特定毒物研究者(毒物の中でも特に毒性が高いものを研究のため製造・使用する者)の許可・立入検査・許可取消等	保健所設置市(政令市除く)	・H28. 4 からリスト掲載 ⇒政省令改正後に特例条例改正の議案提出予定

(3) 移譲した事務の市町間連携や県による補完・支援

○ 専門性が特に高く市町の課題・要望がある次の 4 事務について、リソースやノウハウの共有化の観点から、市町間連携や、それが困難な場合における、県による補完・支援を実施する。

○ **公害防止事務については、大崎上島町からの求めに応じて困難事務を県が補完する方向で進める。**

事務名	事務内容 [移譲状況]	取組内容・実施時期	
		<実施主体> ○: 県 ◇: 県とノウハウを有する市 ☆: ノウハウを有する市	
大規模小売店舗立地法	新設・変更届の受理、報告徴収等 [22 市町]	【早期の取組】 ◇県が開催する研修会等におけるノウハウを有する市からの事例紹介等 ◇有識者会議の効率的な運用の検討(継続) 【中長期の取組】有識者会議の共同化の可能性検討	
社会福祉法人の監査	定款認可、指導監査等 [5 町(市は法定)]	【早期の取組】 ○外部専門家(公認会計士)の活用支援 ○県の監査に市町が同行 ☆ノウハウを有する市が行う監査に市町が同行 【中長期の取組】複数市町による監査業務の共同化の可能性検討	
生活衛生	営業許可、開設届受付、立入検査等 [14 市町]	【早期の取組】 ○市町の積極的な取組事例の提供等を行い、市町の自主的な体制整備を促進 ○市町の立入検査に県が同行 ☆ノウハウを有する市が行う立入に市町が同行 【中長期の取組】専門人材を県と市町が連携し確保する仕組づくりの可能性検討	
公害防止	施設の設置届受付、立入検査等 [5 市町(主な法律)]	【早期の取組】 ○H28. 4 から県が大崎上島町の事務を代替執行(※) (町は、引き続き窓口業務のほか、県の立入検査への同行等を実施) ⇒代替執行の議案提出予定(H28. 2 定例会)	

(※) 代替執行: 地方公共団体の事務の一部の管理執行を、当該団体の名において、他の地方公共団体が行う制度

3 今後の取組

上記以外の事務についても、情勢変化や市町の要望を踏まえ、県・市町を通じた行政サービスの最適化の観点から取組を検討、実施していく。